

食品事業者サポートネットワーク構築事業 専門家派遣実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、秋田県内で食品関連事業を行う中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が抱える種々の課題（商品開発、販路開拓、マーケティング等）に対して秋田県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が民間等の専門家を派遣し、適切な支援を行うことにより問題の解決を図り、食品関連事業を行う中小企業者等の成長・発展を促進することを目的に実施する専門家派遣事業について必要な事項を定めるものとする。

(申込資格)

第2条 本事業の申込みをできる者は、「秋田県食品関連事業者サポートネットワーク」に登録した、秋田県内に本社若しくは事業所を置く中小企業者等とする。

(派遣日数)

第3条 この事業における専門家の派遣日数は、最大3日以内とする。

(事業の申込み)

第4条 本事業の申込みをする中小企業者等（以下「申込者」という。）は、専門家派遣事業申込書（様式第1号）を中央会に提出しなければならない。

2 本事業の申込みは、原則として、各中小企業者等につき一年度内において、1回に限るものとする。

(派遣の決定)

第5条 中央会は、前条第1項の規定による申込書を基に、派遣の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の前に、中央会は申込者に対するヒアリング調査等を行うものとする。

3 審査の結果、申込者を専門家の派遣対象として決定した場合、中央会は派遣対象として決定された申込者（以下「対象企業」という。）に対して専門家派遣事業決定通知書（以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、専門家に対して専門家派遣事業依頼書により依頼するものとする。また、申込者を対象企業としない決定をした場合、通知書により当該申込者に通知するものとする。

(事業対象経費及び単価)

第6条 事業対象経費は、次のとおりとする。なお、謝金の時間単価は中央会の規定によるものとし、専門家謝金の上限は1日50,000円とする。

対 象 科 目
専門家謝金、専門家旅費

(派遣計画の変更)

第7条 対象企業が派遣計画を変更する場合は、事前に中央会と十分協議の上、中央会に専門家派遣事業計画変更届(様式第2号)(以下「計画変更届」という。)を提出するものとする。なお、変更内容が軽微なものはこの限りではない。

2 前項の派遣計画の変更が派遣日数の増減を伴うものである場合は、対象企業は理由の如何を問わず計画変更届を中央会に提出しなければならない。なお、派遣日数の増加については、中央会の承認を得なければならない。

(事業報告)

第8条 対象企業及び専門家は、本事業が終了した後、速やかにそれぞれ専門家派遣事業報告書(対象企業用)(様式第3号)及び専門家派遣事業報告書(専門家用)(様式第4号)により、中央会に報告するものとする。

(事業の中止)

第9条 決定通知書受領後、事業に一度も着手せず、または事業を途中で中止する場合、当該対象企業は、専門家派遣事業中止届(様式第5号)を提出するものとする。

2 前項の事業の中止が対象企業側の事由によるものであった場合には、原則として、当該年度で再度本事業を申込むことはできないものとする。

(成果の普及)

第10条 中央会は、本事業による支援を得て課題解決を図った事例のうち、注目すべき案件について、派遣を受けた中小企業者等の了解を得て、インターネット等を活用して幅広く中小企業者等に情報提供することにより、同様の問題を抱える中小企業者等の迅速な問題解決に資するものとする。

(成果の帰属)

第11条 本事業によって得られた全ての成果は、原則として派遣を受けた中小企業者等に帰属する。

(専門家の守秘義務)

第12条 専門家は派遣を引き受けることにより知り得る中小企業者等の秘密を厳守し、自己の利益のために利用してはならない。また、中央会は対象企業と専門家との間で秘密保持契約の締結等の措置を講ずるよう促すものとする。

(謝金等の額の確定及び支払い)

第13条 中央会は、第8条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等により、第5条の規定により派遣を決定した内容（第7条により派遣計画の変更の届けがあった場合は、その内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、派遣された専門家に対して、直接、謝金及び旅費を支払うものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、中央会が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年12月10日から施行する。